

令和5年度

生徒心得

人を助ける・人を喜ばせる・人を思いやる

こころえ
心得・・・常に心がけなければならないこと。
守るべきことがら。



石川県立宝達高等学校

生活信条

- (1) 生徒は、『校訓：誠実であれ』を信条に学校生活を送らなければならない。

誠実 … ^{いつわ}偽りがなく、まじめなこと。^{まごころ}真心が感じられるさま。

- (2) 大きな声で元気に挨拶しよう。

あかるく **い**つでも **さ**きに **つ**づける

※ 目上の人に対しては、立ち止まって挨拶と会釈をしよう。座っているときは立ち上がって挨拶をしよう。

- (3) 学校外でも通用する**社会性**を身につけよう。

社会性 … 集団生活の中で、他人との良好な関係を築くこと。

- ・気配り … 周りの人に元気ややる気など、エネルギーを与えよう。
- ・目配り … 周りの人の迷惑にならないよう、いろいろなことに目を配ろう。
- ・心配り … 周りの人に優しさを与えよう。
- ・耳配り … 周りの人の言うことに耳を傾けよう。

- (4) 人から**信頼**されるよう努めよう。

信頼されるためには … 約束を守ること。うそをつかないこと。有言実行。

- (5) 与えられた仕事や役割は、**責任**をもって最後までやり通そう。

- (6) 規則正しい生活を送り、**体調管理**に努めよう。 **早寝・早起き・朝ごはん**

- (7) 学習を怠らず、広く深く知り、あらゆる問題を正しい判断で解決していく能力を身につけよう。

- (8) 学校行事、ホームルーム活動、生徒会・各種委員会活動、部活動等に積極的に参加し、全員で**協力**し合おう。

- (9) 常に環境整備・整理整頓を心がけ、**校舎内外の美化**に努めよう。

- (10) 地域の学校として、ボランティア活動等を通して住民との交流を図り、**地域貢献**に努めよう。

生活心得細則

(1) 欠席・遅刻・欠課について

遅刻・早退・欠席の場合の手続き

- ・遅刻 『遅刻届』に記入後、生徒課から印を押してもらい、教室に入る。
※ 授業に遅刻した場合は『授業遅刻届』を提出すること。
- ・早退 『早退届』に記入後、生徒課から印を押してもらい、下校する。
- ・欠席 7:40～8:05 の間に保護者を通じて学校（担任・副担任）にその理由を電話連絡してください。遅刻の場合も連絡をしてください。

①授業開始時間から **20 分以上遅刻**をした場合は、**欠課扱い**になります。

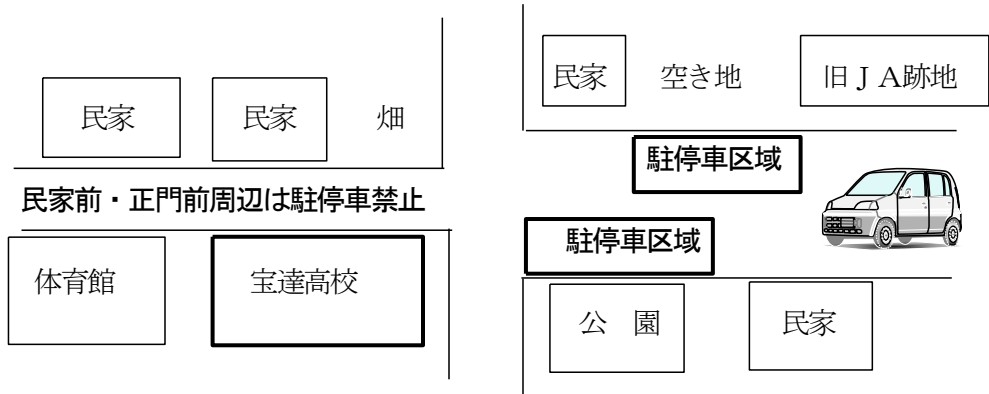
②インフルエンザ等の学校伝染病で出席停止扱いになる場合や忌引、進学・就職試験、その他学校長が承認した公式試合・行事等に参加するための早退・欠課・欠席の際は、所定の書類手続きが必要です。

(2) 登校・下校について

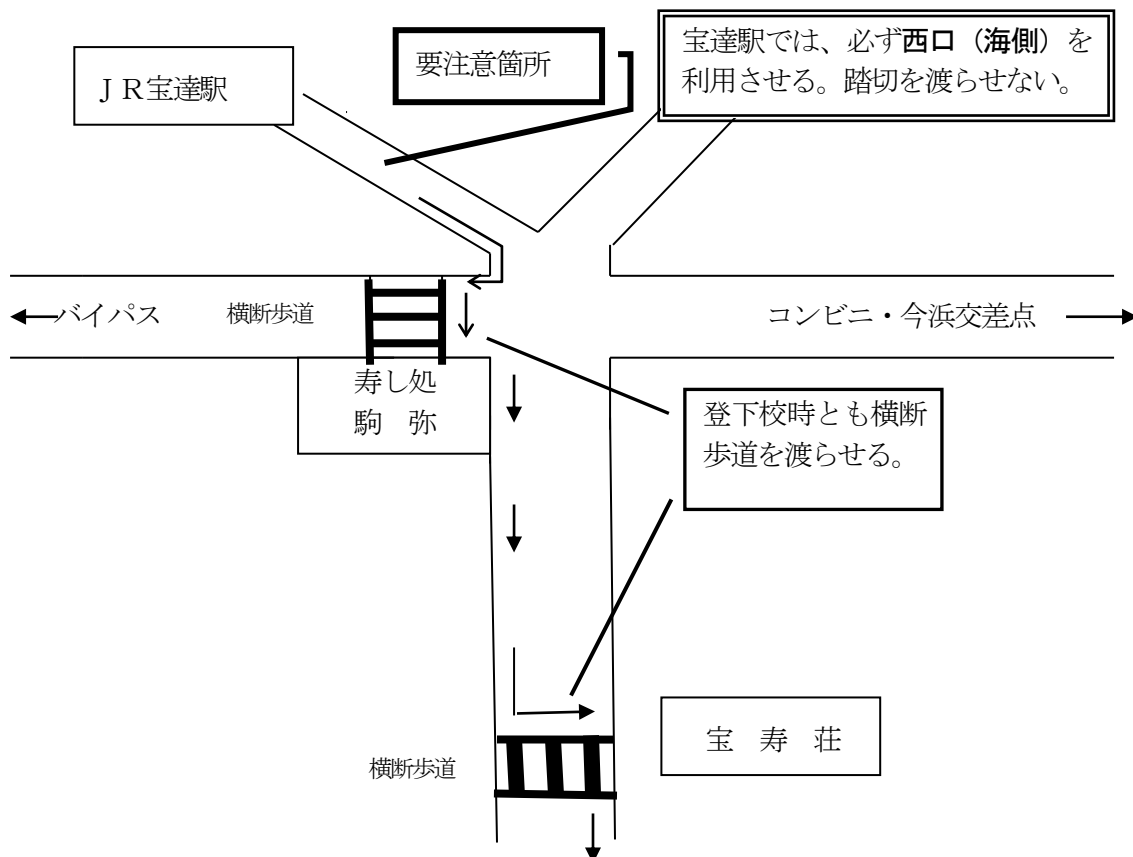
①自家用車を利用して登下校する場合は、家族が運転すること、（原則として）校門付近に駐停車しないことを条件に許可します。（下図参照）

※家族以外の方が運転する乗用車を利用して登下校することは、事故発生時等のトラブルの原因になる恐れがあるのでできるだけ避けてください。

また、近隣の民家の迷惑にならないよう、民家の前や旧 J A の跡地には駐停車しないでください。



②通学路の要注意箇所及び横断歩道の利用（電車利用生徒）



※要注意箇所：道幅が少し狭く、人通りが少ない。（不審者出没あり）暗い時は迂回する。

※横断歩道の利用：五差路で道路中央横断は危険。

- ③登校時は学校が発行する『身分証明書』を常に携帯してください。
- ④通学路での交通ルールや駅・電車内での公共マナーを守ってください。
- ⑤自転車の利用を認めますが、『自転車通学届』を提出し登録をしてください。
その際は登録料（ステッカー代金100円）が必要です。
- ⑥自転車通学の際は必ずヘルメットを着用し、万一の事故やトラブルに備え任意の自転車保険に加入することをお勧めします。

（3）頭髪・服装について（詳細は『頭髪・服装規定』を参照してください。）

頭髪は清潔感があり端正であること。極端な長髪や変形型は認めません。特に、着色・脱色を一度行くと、たびたび黒染めを繰り返さなくてはなりません。

生まれつきの茶髪やくせ毛の場合は、入学時に生徒課に申し出てください。

服装は本校指定のものを着用することになっています。

制服を变形することや身体に合わない長さのものの着用を禁じます。

(4) 携行品について

学校生活に必要でないもの（雑誌・菓子類・ゲーム機等）や危険物の持込を禁止します。また、必要以上の金銭を所持しないこと。

(5) 携帯電話、スマートフォン等について

本校では、携帯電話、スマートフォンの校内への持込を認めていますが、校地内での使用を原則禁止しています。S.H.時に電源を切って、先生に預けてください。使用違反や学校生活上問題が認められた場合は、一時預かりのうえ特別指導の対象になります。

最近、インターネット上の「有害情報」や「ネットいじめ」、「ネットを利用した犯罪（サイバー犯罪）」などが増えており、本校生徒のなかにも被害に遭った生徒がいます。**保護者の責任のもと、機器本体にフィルタリング**をかけ、在学中は絶対に設定の解除をしないようにしてください。また、公共の場でのマナー違反や交通違反、ネット上の「個人情報流出」や「不適切なサイトへのアクセス」、電話料金の浪費などの問題も発生しています。さらに、「ケータイ依存」は成績不振やコミュニケーション不足を招くなど、便利さの一方で、心の成長が妨げられることも心配されます。携帯電話、スマートフォンの扱い方についてはご家庭で充分な話し合いをもち、利用するようよろしくお願いいたします。

(6) 運転免許の取得について

本校では原則として原動機付自転車・自動二輪車・四輪車の運転免許取得を禁止しています。例外として、3年生の進路内定者のみ、学校が定める期日以後に届出をすれば自動車教習所への通学を認めています。ただし、自動二輪車の免許取得は認めません。

(7) アルバイトについて

原則として学期中はアルバイトに従事することを禁止しています。例外として、生活の困窮その他の特別な事情によりやむを得ないと認められる場合に限り、許可をする場合があります。その場合も、いくつかの就業条件を設け、最低限必要な学費の捻出のための措置として認めているに過ぎません。

将来のための準備金（上級学校進学のための学費や運転免許取得のための費用等）の捻出については、長期休業中のアルバイトまたは奨学金・教育ローン等による充当を検討してください。

長期休業中のアルバイトに限り、『届』があれば認めていますが、学校行事、ホームルーム活動、部活動、補習を優先してください。また、学業不振者や生活態度に問題のある生徒には許可をしないことがあります。

長期休業中のアルバイト就業の条件は以下のとおりです。

- ① 就業時間は、午前8時から午後7時までの間で、8時間以内とする。
- ② 就業場所は原則自宅近辺（5 km以内）および学校近辺（通学域）とする。
- ③ 危険を伴う仕事場や作業は禁止する。
- ④ 酒席を主とする飲食店など高校生にふさわしくない仕事場は禁止する。
なお、学期期間中のアルバイトの場合は以下の条件が追加されます。
- ⑤ 就業日は、土日・祝日など学校休業日を原則とし、生徒指導・担任などと相談のうえ判断する。
考查期間（考查日程発表日から考查終了の前日まで）は不可とする。

(8) 入場禁止場所について

酒類提供飲食店、パチンコ店、マージャン店、風俗営業店の入場を禁止します。喫茶店（ネットカフェ・マンガ喫茶）、カラオケ店は保護者同伴を条件に許可しますが、同伴であっても午後10時以降の入場を禁止します。

(9) ^{たいがく}怠学行為・授業等妨害行為について

怠学行為・授業等妨害行為を禁止します。

怠学とは、無断の欠席・遅刻・早退・外出・授業等抜け出しのことをいいます。

授業中の居眠りや課題の不提出も含まれます。

授業等妨害とは、授業や集会での私語・徘徊・騒音行為等のことをいいます。

(10) カンニング・不正行為について

試験時に、メモ等を所持することや他人の答案を見るなどして答案を不正に作成することをカンニング行為といい、堅く禁止します。なお、本校では試験時に携帯電話、スマートフォン等を所持していた場合、不正行為とみなします。

(11) 指導不服従について

教職員の指導（指示）に従わなかったり、注意があるにもかかわらず規律を乱したりする行為を指導不服従といい、特別指導の対象になります。

(12) 非社会的行為・非行について

理由のいかんを問わず、いじめ、いたづら、暴言、誹謗中傷、深夜徘徊、喫煙、飲酒、無断外泊、家出、性の逸脱行動、援助交際等の非行・不良・危険行為や迷惑行為を禁止します。また、友人宅での宿泊を禁止します。

※本校の深夜徘徊の基準は、午後10時以降から午前5時の間に家族以外の者と外出した場合とします。

(13) 法令違反について

器物損壊、暴力、脅迫、恐喝、窃盗、無賃乗車、無免許運転、薬物乱用（一度だけの使用でも乱用という）など**法律に抵触する悪質な行為・安全を脅かす行為**は絶対に許されません。行為が発覚した場合は、学校として**厳格な措置**をとります。

かけごとは一切禁止します。

(14) 男女交遊について

周囲に対して誤解や不快感を与える行動を慎むこと。また、交友に関する不適切（不純）な画像を公開（ネット掲載等）してはいけません。

(15) 友人同士の貸し借りについて

金銭の貸し借りや金品の強要をしないこと。
生徒間の物品の売買を禁止します。

(16) 高校生であることの自覚について

校内外を問わず、高校生（本校生）であることを忘れずに行動してください。法律や条令等で禁止されている行為をしないこと。休暇中に事故やトラブル・犯罪に巻き込まれないように注意をするとともに、何か起こった場合は学校と連絡を取り合うようにしてください。

特 別 指 導

『生活心得細則』に掲載されている事項に触れる問題行動が発覚した場合は、特別指導または特別措置の対象になり、保護者を交えて指導します。

特別指導	・ ・ 再登校、別室指導、訓告、謹慎 等
特別措置	・ ・ 自宅待機、停学（出校停止）、退学

なお、問題行動が重複する場合および過去に指導歴がある場合は指導措置が重くなる場合があります。

※ 特別指導は、罰を与えるのではなく、更生をさせるという目的（精神）で行われるものであり、その指導期間および指導内容は、問題行動の程度や内容および指導経過（本人の反省状況）に基づくものであり、あらかじめ定まっているものではありません。

その他、高校生活を送る上での注意事項

(1) 欠席をしないようにしよう

病気などでやむを得ず欠席しなければならない日以外は、安易な気持ちで欠席することのないようにしましょう。出席状況は学校推薦の選考資料や調査書（中学校でいう『内申書』）の記録項目になっており、**欠席が多い場合は進学や就職に不利**になることがあります。

(2) 夜更かしや朝食を抜かないようにしよう

育ち盛りの高校生として、食事^とを摂らないことは、学習能力の低下、運動中の事故、疾病の原因などになります。睡眠を含めた規則正しい生活のリズムを身につけ、正常な食生活の習慣を確立してください。

(3) 特別活動について

本校は、部活動・学校行事・生徒会活動などの特別活動を奨励^{しょうれい}しています。これらの活動を通して、仲間とともに身体や精神を鍛え、より良い人間関係を築き、リーダーシップを発揮して高校生らしい生活を送ってください。

とくに、部活動は、就職や進学で高く評価されます。充実した学校生活を送るためにも自分にあった部活動を見つけて活動をしてください。

頭 髪 ・ 服 装 等 規 定

頭髪および服装は、常にその端正と調和を考え、流行・華美に流されず、衛生に留意して宝達高校の生徒としての品位を保ち続けたい。

生徒は、以下に定められた規定に従ってください。

(1) 男 子

制 服 上着は本校規定の黒色詰襟^{つめえり}学生服とし、本校規定の金ボタン（5個、袖は左右2個ずつ）をつけ、左襟^{えり}に校章バッジをつけること。

夏季は指定の半そで^{そで}ポロシャツを着用すること。

上着の裾^{すそ}の下からシャツなどがはみ出ないこと。

ズボンの裾は足で踏まない長さにする。

セーター オプションとして本校指定のものの着用が可能。

ベスト オプションとして本校指定のものの着用が可能。

ベストの下には許可済みのカッターシャツや指定ポロシャツなどを着用することが望ましい。

※標準型学生服と認められないものについては再購入してもらいます。

ベルト 必ず着用すること。

（色は黒・紺・茶をベースとした華美でないものとし、必要以上に金具がついていないもの）

※カッターシャツ 夏の冷房時など事情がある生徒は生徒課から許可をもらった長袖カッターシャツに校章をプリントすることで制服とする。また、3年次において入社試験などは半袖ポロシャツより、カッターシャツが望ましい。

(2) 女 子

制 服 本校指定のジャケットとスカート・スラックスを着用すること。スカートの長さは膝^{ひざ}の中央を基準とする。

※腰で折り曲げたり、裾^{すそ}を切ったりしないこと。

ブラウス 本校指定のもの（夏季は指定の半そでブラウス）

大きな文字や図柄など透けて見えるものを下に着用しないこと。

襟^{えり}の先はジャケット襟の上に出さないこと。

裾^{すそ}はスカートの内側に入れること。

（夏用の半そでブラウスはシャツ出しタイプ）

セーター 本校指定のもの。

ベスト オプションとして本校指定のものの着用が可能。
ネクタイ 通常の着用は自由とする。公式行事・写真撮影・受験の際は着用しなければならない。

※衣替え 夏服（中間服）の着用期間は、気候の変動の推移をみて指示する。

(3) 男女共通

靴 下 白色、紺色、黒色をベースとした華美でないもの。
はだし裸足は認めない。

コート類 色は黒・紺・茶・グレー等で無地、華美でないもの。室内で着用しないこと。

通学用靴くつ 色は黒・紺・茶等で無地、華美でないもの。
(サンダル、スリッパは不可)

シューズ履きでもよいが華美な色（赤・ピンク・蛍光色等）は不可。

カバン 箱型カバンまたはリュック・スポーツバッグで華美な色や柄物がらものは不可。

装身 指輪・腕輪・ネックレス・ピアス・マニキュア・化粧
カラーコンタクト等禁止。

頭 髪 加工（脱色・染色・パーマ・ウェーブ・カール・エクステ等）の禁止。
※アイロン・ドライヤーで髪が痛み、染色したように見える場合、指導対象になることがある。
不自然な整髪剤（ワックス等）の使用、髪飾り類の禁止。
特異で不自然な髪型（段カット等）の禁止。
前髪は眉毛にかからない（前に下げた毛先が目に入らない）。

※ 髪は授業に支障がない、目の健康衛生上影響がないことを基準とする。
また、進学・就職で不利にならないなどを考慮し、適宜指導する。

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）について

学割証は、生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であるので、その発行は、原則として次の目的を持って旅行をする必要があると認められる場合に限られています。したがって私的な旅行は対象になりません。

○使用目的の範囲

- ・ 学校長が認めた特別教育活動または課外教育活動
- ・ 就職または進学のための受験等
- ・ 学校長が修学上適当と認めた行事への参加

○使用距離の範囲

片道100km以上

（宝達—福井間 110km）

（宝達—富山間 83km）